

東労基発 0217 第4号の1  
令和2年2月17日

各 位

東京労働局労働基準部長  
(公印省略)

令和2年の職場における熱中症予防対策の徹底について（お願い）

日頃、労働基準行政とりわけ労働者の健康確保対策の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における令和元年の職場での熱中症による休業4日以上の死傷者数は56人（令和2年2月3日現在の速報値）となり、記録的な猛暑であった前年に比べ減少しました。

東京労働局では、特に、熱中症が多発している分野である建設業、建設現場での警備業務等の屋外型業種を中心に、早い時期から熱中症予防対策を講じていただくよう周知を行っていますが、毎年、屋内作業での熱中症による労働災害も発生しており、屋外・屋内を問わず、熱中症予防対策を行うことが重要となります。

この度、令和2年用の熱中症予防リーフレットとポスターを作成しましたので、これらを活用し、職場での熱中症予防対策に計画的に取り組んでいただくとともに、会員事業場等への周知等について特段の御配慮をいただくようお願い申し上げます。

なお、印刷業者との行き違いにより、本書面到達前にリーフレット等が到着してしまい、ご迷惑をお掛けしたことをお詫びいたします。